

令和7年度石川県オセアニア誘客現地PR事業に係るプロポーザル実施要領

本事業ではオセアニア市場において、本物の日本が体験できる観光地としての石川県のブランドを構築するとともに、オセアニア市場では冬の日本を訪れる旅行者が他の市場に比べて多いことをふまえ、冬季における潜在的な訪日旅行者を主なターゲットとして、現地マーケティング会社等を活用し外国人目線での情報発信を行うことで、認知度の向上と誘客促進を図ることを目的とし、「令和7年度石川県オセアニア誘客現地PR事業」について、プロポーザル参加事業者を募集します。

1 委託業務

(1) 業務名

令和7年度石川県オセアニア誘客現地PR事業

(2) 業務内容

別添「仕様書（案）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

2 提案上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

3 本プロポーザルへの参加条件

石川県競争入札参加者資格（物品等）に、令和7年6月2日（月）時点で登録されている者。または以下の参加条件を満たし、期日までに必要書類を提出した者。

<石川県競争入札参加者資格（物品等）に登録されていない方>

①参加条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、本県の競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のiからvまでのいずれにも該当しない者であること。
 - i 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ii 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - iii 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - iv 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - v 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。海外法人の場合は、当該国の法人税等を滞納していないこと。
- (6) 類似業務の受注実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

②提出書類

(1)登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

(2)納税証明書

i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書

（納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。）

ii 本県に事業所を有する者にあつては、県税も未納がないことを証する、県税事務所が発行する納税証明書。 ただし、本県に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は不要とする。

(3)財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）

(4)役員等名簿（様式6）

③提出方法等

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加資格関連書類提出】令和7年度石川県オセアニア誘客現地PR事業」とすること。

【宛先】石川県国際観光課 欧米豪誘客戦略グループ宛 k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付する。

【提出期限】令和7年6月6日（金）正午まで

4 選考の流れ

項 目	期 限
①実施要領等の公表	令和7年5月9日（金）
②質問の受付	令和7年5月16日（金）正午まで
③参加申込書の受付	令和7年5月30日（金）正午まで
④企画提案書の受付	令和7年6月6日（金）正午まで
⑤審査結果の通知	令和7年6月中下旬〔予定〕

5 説明会の開催、質問の受付及び回答

(1) 説明会の開催

説明会は開催しない。

(2) 質問票の提出方法

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票（様式1）に内容を記入の上、以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問票提出】令和7年度石川県オセアニア誘客現地PR事業」とすること。なお、面接又は電話での質問には応じない。

【宛先】石川県国際観光課 欧米豪誘客戦略グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 質問票の受付期限

令和7年5月16日（金）正午まで

(4) 回答方法

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

(5) 質問回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、石川県ホームページ内の以下のページにて公開する。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/r7oceania.html>

6 参加申込書の受付

①提出書類（以下２点[ア、イ]）

ア 参加申込書（様式２）

イ 会社概要及び業務実績（様式３）

②提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】令和７年度石川県オセアニア誘客現地ＰＲ事業」とすること。

【宛先】石川県国際観光課 欧米豪誘客戦略グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

③提出期限

令和７年５月３０日（金）正午まで

④備考

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付する。

7 企画提案書の作成

企画提案書は１者につき１案のみとし、以下の要領により作成すること。

(1) 形式

・サイズ：Ａ４（縦）

・頁数：２０頁以内（表紙含む）

※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

・文字：本文１０ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く）

(2) 業務実施内容

・別紙「仕様書（案）」に基づいた企画案とすること。仕様書によらない企画案も受け付ける。但し、仕様書の事業項目のうち、企画案に含めないものがある場合は、その理由を記入すること。

(3) 企画提案内容

・以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

（ⅰ）企画提案者の概要

（ⅱ）企画提案内容

・業務内容

- ・スケジュール及び業務実施体制

(4) 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

- ・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。（様式不問）
（業務範囲に旅行業に該当する行為を含む場合は、旅行業の登録番号）
- ・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（i）～（iii）が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（ii）に限る。

- （i）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- （ii）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
- （iii）「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

(5) 参考見積及びその内訳

- ・経費の見積には、提案内容に係る全ての費用を含むこと。（ただし、仕様書案で費用に含めない旨の記載があるものは除く。）それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

(6) その他

- ・企画書には提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。

※「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。

8 企画提案書の受付

(1) 提出書類（以下3点【ア、イ、ウ】）

- ア 企画提案書の提出について（様式4）
- イ 企画提案の概要（様式5）
- ウ 企画提案書（様式任意。ただし「7 企画提案書の作成」の内容を条件とする。）

(2) 提出形式

- ・「8（1）提出書類」の「ア～ウ」3点について、以下のとおり、「郵送」及び「電子データ」にて提出すること。

【郵送】

- ア 企画提案書の提出について（様式4） 1部
 - イ 企画提案の概要（様式5） 6部
 - ウ 企画提案書（様式任意、A4版、20頁以内） 6部
- | | |
|-----------------------|---|
| 内訳：（i）提案者名の記載があるもの：1部 | ） |
| （ii）提案者名の記載がないもの：5部 | |

【電子データ送付】

- ア 企画提案書の提出について（様式 4）
- イ 企画提案の概要（様式 5） ※PDF に変更して提出すること
- ウ 企画提案書

〔 内訳：（i）提案者名の記載があるもの
（ii）提案者名の記載がないもの 〕

※データ量は原則 10MB 以内に収めること。

10MB を超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(3) 提出方法

- ・以下の宛先にそれぞれ提出すること。

【郵送】

（送付先）〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県文化観光スポーツ部国際観光課 欧米豪誘客戦略グループ 宛

※「【企画提案書提出】令和 7 年度石川県オセアニア誘客現地 P R 事業」

在中と記載すること

【電子データ送付】

（宛先）石川県国際観光課 欧米豪誘客戦略グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp （ TEL 076-225-1125 ）

提出の際は、件名を「【企画提案書提出】令和 7 年度石川県オセアニア誘客現地 P R 事業」とすること。また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

(4) 受付期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）正午まで

(5) 留意事項

- ア 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、プロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。
- イ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- ウ 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出及び差替は、一切認めない。
- エ 石川県国際観光課から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

9 選定に係る事項

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

イ 審査基準

審査項目	評価基準	配点
1. 提案内容	■旅行業界向けマーケティング (1) 提案された現地マーケティング会社の実績は十分か。 (2) 提案された活動内容は十分な効果が見込まれるものとなっているか。 ■現地セールスコール (3) 事業主体の要請する内容を満たしているか。	各 5 点
2. 経費関係	(1) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。	各 5 点
3. 業務遂行の 確実性	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 (2) 事業実施スケジュールは妥当か。 (3) 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。	各 5 点

ウ 参加者が 1 者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。

オ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と石川県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で石川県と契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(3) その他

受託候補者と石川県との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。